

令和 7 年 度

日向市定期監査報告書

日向市監査委員

令和7年度 定期監査報告書

1 監査の対象

主として令和7年度の財務に関する事務の執行について

2 監査の対象課等

- (1) 総合政策部 総合政策課 秘書広報課 行政改革・デジタル推進課
- (2) 総務部 資産経営課 職員課
- (3) 市民環境部 税務課
- (4) 福祉部 こども課
- (5) 健康長寿部 東郷診療所
- (6) 経済戦略部 商工港湾課 ふるさとプロモーション課（プロモーション推進室） スポーツ振興課 国スポ・障スポ推進課
- (7) 農林水産部 林業水産課
- (8) 建設部 都市政策課 建築住宅課 市街地整備課（中心市街地活性化推進室）
- (9) 教育委員会 教育総務課 学校教育課 文化・生涯学習課 寺迫小学校 東郷小学校（若竹分校含む） 東郷中学校（若竹分校含む）
- (10) 会計管理者 会計課
- (11) 議会事務局
- (12) 選挙管理委員会事務局

3 監査実施期間

令和7年10月8日～令和8年2月18日

4 監査を実施した監査委員

監査委員 門 脇 功 郎

監査委員 三 樹 喜久代

5 監査の方法

令和7年度における財務に関する事務等の執行が、予算や法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として次のとおり実施した。

- (1) 事前に提出を求めた監査資料に基づき、諸帳簿、書類等の試査及び照合等

を行った。

(2) 関係職員から事務事業の執行について説明を受け、質疑応答形式により実施した。

6 監査の結果

監査の結果、予算執行の事務処理はおおむね適正に処理されていると認められたが、一部において、是正（改善）や検討を要する事項が見受けられた。

具体的な指摘等の内容は、別紙のとおりであるが、これについては必要な措置を講ずることにより適正な事務の執行に努められたい。

指 摘 項 目		件 数			
		指摘事項	注意事項	意見・要望事項	計
収入 事務	補助金等に関するもの	2	1		3
	上記を除く				
支出 事務	補助金等に関するもの	1	3		4
	上記を除く		1		1
契 約 事 務			7		7
財 産（物品を除く）					
物 品 の 管 理					
事務（事業）の経済性、効率性及び有効性					
指定管理者による公の施設の管理					
そ の 他				1	1
準 公 金 に 関 す る も の					
合 計		3	12	1	16

各課における指摘事項等の内容

1 総合政策部

(1) 行政改革・デジタル推進課

【注意事項】

ア 新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）交付申請の決裁伺書に、会計管理者の合議がされていないため、日向市財務規則第3条及び日向市事務決裁規程第8条に基づき適正に処理されたい。

2 総務部

(1) 資産経営課

【注意事項】

ア 日向市庁舎周辺樹木管理業務委託契約において、随意契約理由書の添付がない状態で契約が締結されていた。日向市工事請負契約等事務取扱規程第5条の規定等に基づき適正に処理されたい。

イ 放送大学自家用電気工作物保安業務委託契約について、長期継続契約となっているが、契約書に長期継続契約に伴う特約事項（翌年度以降の予算の減額又は削除に伴う解除等）の記載がなかった。令和7年4月1日改訂の長期継続契約事務取扱要領に基づき適正に処理されたい。

(2) 職員課

【注意事項】

ア 職員の旅費（日当）に係る支出命令書について、出納機関に対し、支出命令がされていないものが見受けられたため、日向市財務規則第56条第1項の規定に基づき適正に処理されたい。

3 福祉部

(1) こども課

【注意事項】

ア 日向市子ども医療費助成事業自己負担額無償化に係るシステム改修業務委託において、業務委託契約約款第6条に基づく再委託が行われているが、再委託承諾に係る決裁伺書が作成されていない等の不備があった。

再委託を承諾した過程を明確にするためにも適正な文書事務に努められたい。

イ 令和7年度母子保健事業業務委託において、契約執行調書が作成されていないものが見受けられた。日向市工事請負契約等事務取扱規程第2条の規定に基づき適正に処理されたい。

ウ 令和7年度日向市歯科保健事業補助金の交付事務において補助金交付申請書、補助金交付決定通知書及び補助事業実績報告書に記載されている文言が、補助金等の交付に関する規則別記様式と異なっていた。同規則に基づき、適正に処理されたい。

4 経済戦略部

(1) 商工港湾課

【注意事項】

ア 令和7年度日向市 IT センター機械警備業務委託契約について、長期継続契約となっているが、契約書に長期継続契約に伴う特約事項（翌年度以降の予算の減額又は削除に伴う解除等）の記載がなかった。令和7年4月1日改訂の長期継続契約事務取扱要領に基づき適正に処理されたい。

(2) スポーツ振興課

【注意事項】

ア 美々津運動広場草刈等業務委託契約において、消費税法第6条別表第1号第7号イの規定の取扱いに誤りが見受けられたため、適正に処理されたい。

4 農林水産部

(1) 林業水産課

【注意事項】

ア 森林整備推進事業補助金交付事務において、支出負担行為書が会計管理者に合議されていないため、日向市財務規則第13条の第2項の規定に基づき適正に処理されたい。

5 建設部

(1) 市街地整備課

【指摘事項】

ア 国庫補助金（繰越分を含む。）について、歳入の調定が行われていないものがあつたため、地方自治法第 231 条の規定等の関係法令（※）に基づき適正に処理されたい。

※ 地方自治法施行令第 154 条第 1 項、日向市財務規則第 27 条、会計伝票作成のポイント（令和 7 年 4 月、会計課定め）Ⅲ-3

6 教育委員会

(1) 教育総務課

【注意事項】

ア 小中学校特別教室空調設備設計業務委託契約事務において、契約書を省略して請書で契約を行っていた。契約事務手順（R7.4.1 改正 総務課（契約係）定め）の 9.契約書の作成・契約締結伺（2）（表 18）契約書が省略できる場合に基づき適正に処理されたい。

(2) 学校教育課

【指摘事項】

ア 令和 7 年度要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金において、令和 7 年 10 月 16 日付で交付決定されているが歳入の調定が行われていないものがあつたため、地方自治法第 231 条の規定等の関係法令（※）に基づき適正に処理されたい。

※ 地方自治法施行令第 154 条第 1 項、日向市財務規則第 27 条、会計伝票作成のポイント（令和 7 年 4 月、会計課定め）Ⅲ-3

【注意事項】

ア 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金において、交付決定通知書が会計管理者に合議されていない。日向市財務規則第 3 条の規定に基づき適正に処理されたい。

【意見、要望等】

ア 日向市学校保健会補助金、日向市小学校体育連盟補助金について、補助金等の交付に関する規則に基づき運用しているという理由で、個別の補助

金交付要綱が制定されていなかった。日向市補助金交付ガイドラインの交付基準②においては、補助金の公平性や透明性を高めるため、すべての補助金について交付要綱を制定し、補助目的、補助対象経費、補助率、補助限度額等を明記(明文化)することとされている。このガイドラインのルールも踏まえて補助金交付要綱の制定について検討されたい。

(3) 文化・生涯学習課

【指摘事項】

ア 日向市文化スポーツ大会等出場奨励金交付事務において、大会終了後速やかに実績報告書の報告がされていないものが見受けられたため、日向市文化スポーツ大会等出場奨励金交付要綱第8条の規定に基づき適正に処理されたい。